

令和3年度

# 仙台市営住宅 入居募集のごあんない

## [ひとり親・子育て世帯対象]

## 【令和4年1月】

**申込期間は令和4年1月6日～1月16日までです。**

お申込み方法は郵送による受付となります。(窓口・電話では受付いたしません)

1月16日(日)までの郵便局消印のあるものが有効となります。

### 市営住宅は住宅に困っている方のための住宅です

- ★「仙台市営住宅入居募集のごあんない(令和4年1月)」
- ★「仙台市営住宅入居申込書(令和4年1月募集)」
- ★「仙台市営住宅募集住宅一覧表(令和4年1月募集)」がそろっているかご確認ください。

- ◆市営住宅には**申込資格の制限**があります。
- ◆申込者が募集戸数を超えた場合は**抽選**となります。
- ◆この「入居募集のごあんない」をよく読んでから、お申込みください。
- ◆仙台市及び(公財)仙台市建設公社は、市営住宅の入居申込みで知り得た個人情報を、入居資格審査及び入居後の管理運営の目的以外に利用することはありません。  
申込書及び申込み時に添付された書類は、一切お返しできません。

このたびの新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から次のことをお願いいたします。

手続き等でお越しいただく際は、マスクの着用をお願いいたします。

また、手続き等の際に発熱、咳、喉の痛みなど、体調に不安のある方は、無理をしないでご連絡ください。

**公益財団法人仙台市建設公社 住宅部 募集課**

〒980-0803

仙台市青葉区国分町三丁目10番10号(仙台市役所国分町分庁舎2階)

☎(022)214-3604 FAX(022)214-8592

# も く じ

ページ

1. ご存じですか(お申込みの前に必ずお読みください) .....	1
2. 申込みから入居までの流れ .....	2
3. 申込書記入相談窓口の開設 .....	3
4. 申込資格 .....	4
5. 申込資格緩和要件 .....	6
6. ペットと一緒に入居可能な住宅について .....	8
7. 一般階層世帯と裁量階層世帯の区分 .....	10
8. 申込資格の確認(4・5ページの再確認です) .....	11
9. 申込みについての注意 .....	12
10. 世帯の所得月額計算の対象となる収入 .....	13
11. 世帯の所得月額計算手順 .....	13
12. 所得計算の方法 .....	14
13. 所得から控除する金額 .....	18
14. 世帯の所得月額の算出 .....	19
15. 家賃 .....	19
16. 申込書の書きかた(記入例) .....	20
17. 入居者の選考 .....	22
18. 抽選に際しての優遇措置 .....	23
19. 二次審査(当選者のみ) .....	24
20. 入居手続き .....	26
21. 家賃・共益費等と市営住宅のルール .....	27
22. 市営住宅の種類 .....	30
23. 市営住宅位置図(青葉区) .....	32
24. 市営住宅位置図(宮城野区) .....	34
25. 市営住宅位置図(太白区) .....	36
26. 市営住宅位置図(若林区) .....	38
27. 市営住宅位置図(泉区) .....	39
28. 各市営住宅への交通手段 .....	40

## 【大切なお知らせ】

令和3年7月募集より所得税法及び公営住宅法施行令改正に伴い、下記のとおり制度が変更となります。

- ①給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替
- ②ひとり親控除の新設・寡婦(夫)控除の見直し

# 1. ご存じですか(お申込みの前に必ずお読みください)

## ◆市営住宅は、市民の財産です。

「住まい」に困っている仙台市民の生活基盤として建設されています。

## ◆安い家賃の市営住宅には、収入が少なく、住宅の確保に本当に困っている市民や仙台市内に勤務先のある方が申込みできます。

## ◆市営住宅で暮らすには入居される方全員の収入を毎年報告していただく必要があります。

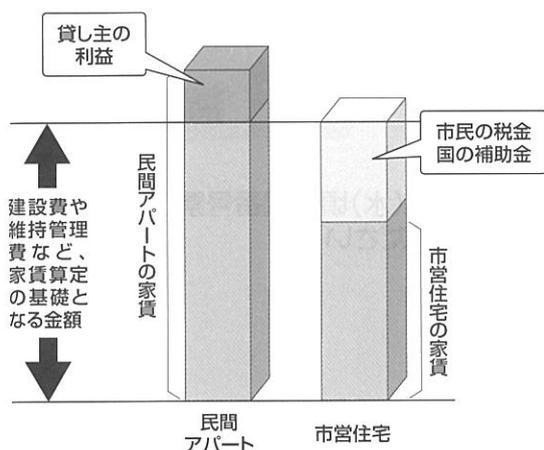


図 市営住宅の家賃の仕組み

市営住宅には市税などが使われ、入居者の家賃が安くできる仕組みになっています。家賃は入居された方の収入に応じて算定されるため、入居後も毎年6月に世帯全員の収入を報告していただきます。

**市税を滞納している方は原則市営住宅へ入居できません!**

(仙台市では市税を滞納している方への行政サービスを一部制限しております)

## ◆ペット飼育が可能な住宅以外はペットの飼育はできません。 (敷地内、共用部での餌付けや一時預かりもできません。)[身体障害者補助犬(盲導犬・聴導犬・介助犬)を除きます。]

## ◆今回募集している住宅には、すべてお風呂(浴槽・風呂釜)がついています。

次のような点にもご注意ください。

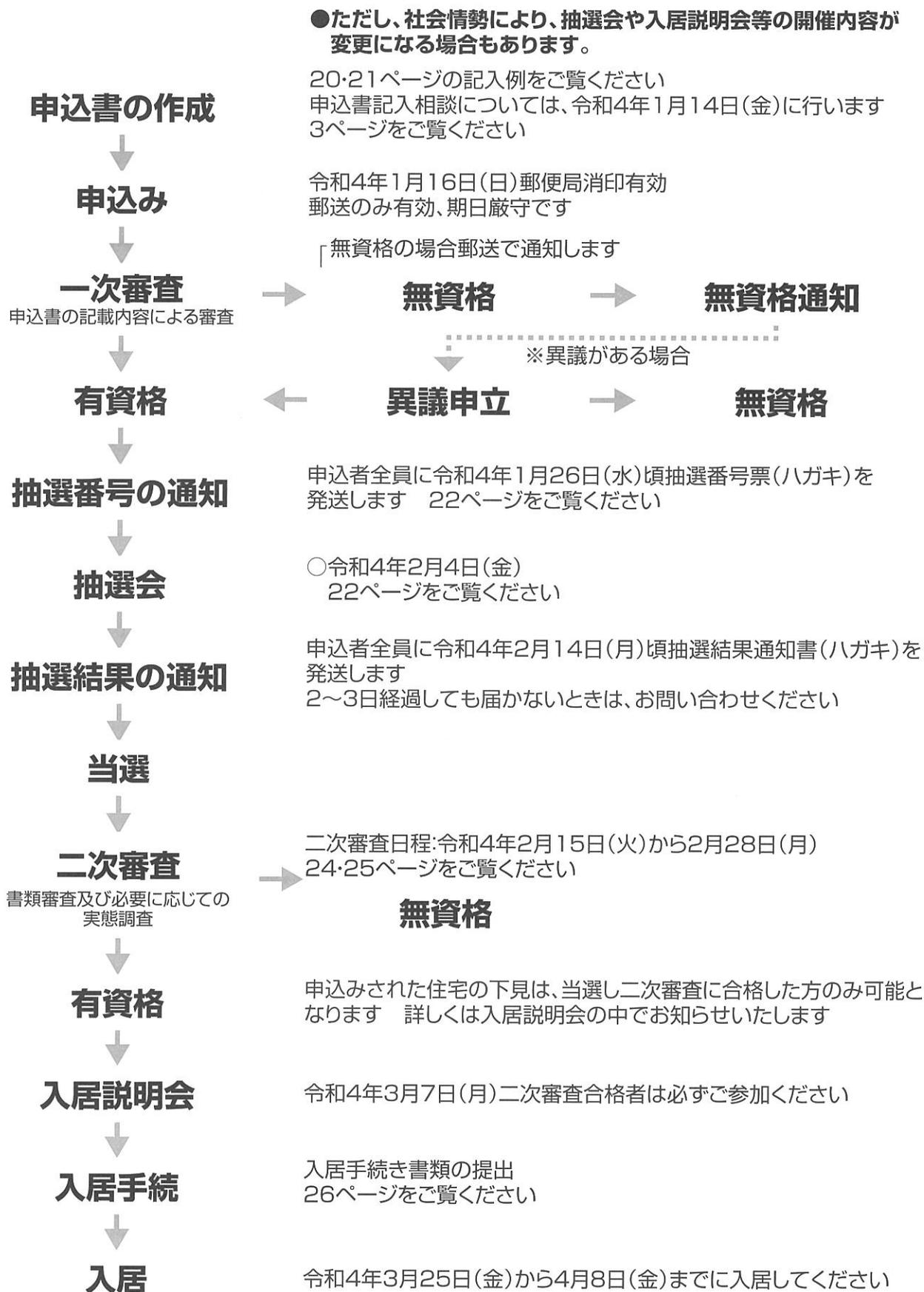
## ◆市営住宅は新築のような状態ではありません。

募集する住宅は、新築を除き、前の入居者が返還した住宅を日常生活に支障のない程度に修繕して入居していただくものです。

## ◆駐車場の数には限りがあります。(駐車場は有料です)

駐車場が少ない団地やない団地もあります。(28ページの有料駐車場設置団地を参照)団地内の駐車場に空きがない場合は、ご自身で周辺の民間駐車場を契約してください。駐車場以外への迷惑駐車は、絶対にしないでください。

## 2. 申込みから入居までの流れ



### 3. 申込書記入相談窓口の開設

申込書の記入方法、申込資格等で不明な点がございましたらご利用ください。相談には、給与や年金など収入を証明する書類、その他必要な書類を必ずご持参ください。期間中は混雑が予想されますので、ご承知ください。

※所得計算等の電話によるお問い合わせは、内容が食い違うことがありますのでお断りしています。

※駐車場はご用意できません。公共の交通機関をご利用ください。

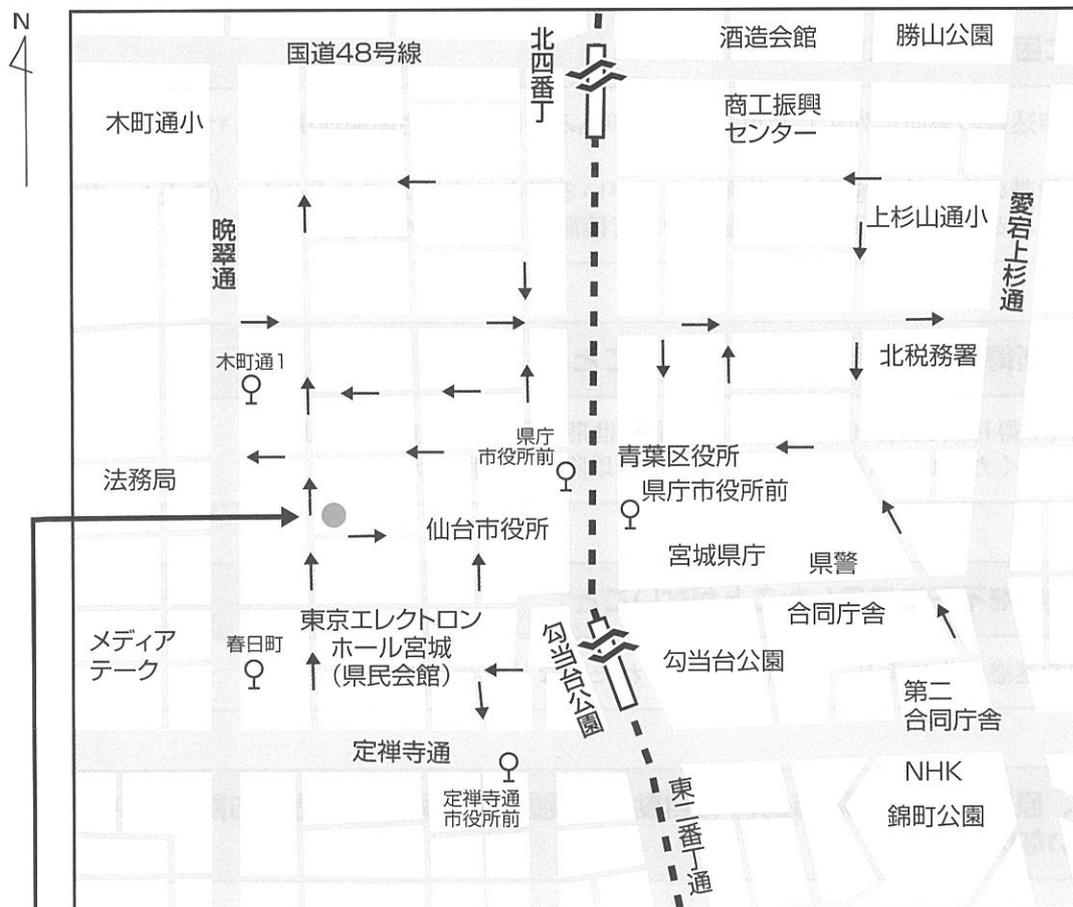
#### 次のような相談はお断りします

- 申込資格がないのに申込みをしたい。
- 抽選なしで入居させてほしい。
- 事前に住宅の下見をさせてほしい。

日 時	場 所
令和4年1月14日(金) 午前 9 時～午前11時 午後 2 時～午後 4 時	仙台市役所国分町分庁舎 仙台市青葉区国分町三丁目10番10号 1階第一会議室

※申込書の住所・氏名・家族名等記入できる箇所はすべて記入の上、ご相談ください。

#### 案内図



→ は一方通行です

仙台市役所国分町分庁舎

※記入相談窓口1月14日(金)は、1階第一会議室で行います。  
 ※仙台市建設公社 募集課は2階です。

## 4. 申込資格

申込みされる方は次の1～9のすべての資格を満たすことが必要です。

＜申込締切日の状態が申込資格の判断の基準となります＞

★福島復興再生特別措置法に基づく居住制限者の方、子ども・被災者支援法に基づく支援対象避難者の方等は条件が異なりますので、6・7ページをご確認ください。

※被災市街地復興特別措置法第21条に記載される公共事業の実施に伴い移転が必要となった方についても一部資格が緩和されますので、お問い合わせください。

### 1 申込者本人が仙台市内に居住しているか、または勤務地が仙台市内であること

- 申込締切日現在の居住地は住民票、勤務地は勤務先証明書により確認できること。
- 原則として、夫婦を分割した申込みはできません。(5ページをご覧ください)  
ただし、配偶者等からの暴力被害者または、犯罪被害者等として申込み場合を除きます。
- ※配偶者等からの暴力被害者とは…  
配偶者暴力相談支援センターまたは婦人保護施設の保護終了した日から5年以内の被害者と、配偶者等に対し裁判所から接近禁止命令または退去命令が出された日から5年以内の被害者のことです。
- ※犯罪被害者等とは…国の定める「犯罪被害者等基本法」に規定されている方のことです。

### 2 現在、住宅に困っていること

- 市営住宅入居申込書の裏面に列記した市営住宅の申込みの理由(住宅困窮理由)のいずれかに当てはまること。
- 入居する方の世帯の中に持家を所有・共有する方がいる場合は申込みできません。(ただし、売却等により処分したことが入居可能日までに登記簿謄本で確認できる場合を除きます)

### 3 申込み世帯の所得月額が基準の範囲内であること

- 一般階層世帯(所得月額158,000円以下)、裁量階層世帯(所得月額214,000円以下)  
(10ページを確認ください。)(計算方法は13ページ以降をご参照ください)

### 4 過去に市営住宅を不正に使用したことがないこと

- 家賃等の未納や迷惑行為により、明渡しを求められた方などを含みます。

### 5 世帯の中に、原則として市税(市民税・軽自動車税(種別割)・固定資産税・都市計画税)を滞納している人がいないこと

### 6 申込者本人が成年者であること

- 申込者本人は、原則として成年(20歳未満の既婚者を含む)の方。

## 7 申込者本人が公営住宅に入居していないこと

- ※UR 賃貸住宅 (旧公団)・県公社住宅・雇用促進住宅・応急仮設住宅に入居されている方は申込みできません。
- ※配偶者等からの暴力被害者または、犯罪被害者等の方は申込みことができます。
- ※公営住宅に入居している同居者が、その世帯から分離して申込み場合等は除きます。

## 8 暴力団員でないこと (同居予定者を含みます)

### 9 ひとり親世帯でお申込みの方

申込者本人が20歳未満の子を現に扶養している寡婦または寡夫であること。(婚姻の予約者、婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者との申込みはできません。)

#### 子育て世帯でお申込みの方

申込者本人が小学校就学の始期に達するまでの子 (平成27年4月2日以降生まれ) と現に同居していること。

**子育て世帯でお申込みの方は、下記の場合でも申込みことができます**

- ★婚姻の予約者と申込みことができますが、申込締切日から6ヵ月以内または入居可能日から3ヵ月以内に婚姻届を提出できる方に限ります。  
申込締切日において婚姻の予約者以外の方と婚姻状態 (婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む) にある方は申込みできません。  
当選した際には、婚姻届を提出後に戸籍の全部事項証明を提出していただきます。さらに申込者本人が、未成年の場合は保護者の同意書が必要です。
- ★婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者と申込みことができます。  
(ただし、双方に戸籍上の配偶者がなく、かつ住民票に「未届の妻・夫 (続柄の記載が「同居人」は不可。)」と記載されている場合に限り。当選した際には、入居者全員の戸籍の全部事項証明を提出していただきます。)

- 夫婦を分割した世帯で申込み場合には、申込締切日現在において①～③のいずれかの要件を満たしていなければ失格となります。ただし、配偶者等からの暴力被害者を除きます。
  - ①戸籍上で離婚を確認できること
  - ②離婚調停中であることを裁判所が発行する事件係属証明書で証明できること (当事者間の離婚協議は含まない)
  - ③住民票によって1年以上の別居が確認できること及び復縁の意思がないことを確認できること
- 「配偶者等からの暴力被害者」に該当する場合の証明として、当選した際には配偶者暴力相談支援センターの保護証明書、婦人保護施設入退所証明書、母子生活支援施設の入退所証明書、裁判所の保護命令決定書の写しのいずれかを提出していただきます。(警察の証明は含みません)
- 「犯罪被害者等」に該当する場合は、犯罪により従前の住居に居住することが困難となったことが明らかで、かつ
  - ①犯罪により収入が減少し生計維持が困難となった場合
  - ②現在居住している住宅またはその付近において犯罪等が行われたために当該住宅に居住し続けることが困難となった場合
 であり、当選した際には、聞き取り及び警察等への照会の同意書を提出していただきます。

## 5. 申込資格緩和要件

### 福島復興再生特別措置法に基づく居住制限者の方へ

福島復興再生特別措置法に基づく居住制限者の方は、市営住宅への申込資格が緩和されます。

#### 主な緩和内容

- 収入状況に関わらず申込みことができます。  
申込み世帯の所得月額が基準の範囲内でも申込みことができます。
- 単身で申込みことができます。  
単身入居可能住宅に限ります。(世帯を分けて申込みできません)
- 仙台市内に居住していなくても、または勤務地が仙台市内でも申込みことができます。

#### 対象者

- 申込日時点において原子力災害に関する避難指示の対象となっている区域(不明な場合は、各自治体にお問い合わせ下さい。)に、平成23年3月11日の時点で居住されていた方

#### 必要な書類

- 被災時に避難指示を受けている区域に居住されていたことを証する書類  
住民票、戸籍の附票、被災証明書等

## 「子ども・被災者支援法」に基づく支援対象避難者の方へ

「子ども・被災者支援法」に基づく支援対象避難者の方は、市営住宅への申込資格が緩和されます。

### 緩和内容

4ページにおける共通の「申込資格1」及び「申込資格2」がなくなります。また、「申込資格3」も一部緩和されます。内容は次のとおりです。

- 仙台市に住所または勤務場所がなくても申し込むことができます。  
市営住宅は本来、仙台市内に居住しているか、または勤務地が仙台市内であることが条件ですが、居住しておらず、勤務地が仙台市内になくても申し込むことができます。
- 持家があっても申し込むことができます。  
市営住宅は本来、持家がないことが応募の条件ですが、持家があった場合でも申し込むことができます。
- 収入要件の一部が緩和されます。  
市営住宅は本来、世帯全員の合計所得が月額15万8千円以下であることが条件ですが、母子避難等分離避難に限り、世帯全員の合計所得の2分の1の金額を合計所得額とみなします。

### 対象者

平成23年3月11日時点で、「子ども・被災者支援法」に規定される「支援対象地域」（不明な場合は、各自治体にお問い合わせ下さい。）に居住していた方

### 必要な書類

- 支援対象地域内市町村が発行する「居住実績証明書」

#### ⚠注意

- ※4・5ページにおいて本来の申込資格を満たす方は、本記載事項に関係なく申込みできます。
- ※申込資格緩和要件に該当する方も仙台市営住宅への入居は、応募多数の場合抽選となります。
- ※仙台市営住宅は、家賃、共益費、駐車場使用料が発生します。
- ※申込資格要件が緩和される方でも高額所得者に該当する方が入居した場合、入居から5年以上経過した時点で、高額所得認定され住宅を明渡していただくこととなります。

## 6. ペットと一緒に入居可能な住宅について

### 1. 申込資格（ペットと一緒に入居が可能な住宅へ申込みができる方）

市営住宅の申込資格を満たし、かつ申込締切日において、現在居住している住宅でペットを飼育している世帯が申込みことができます。

※入居後に飼育開始される方は対象ではありません。

### 2. 申込みできる住宅

「仙台市営住宅募集住宅一覧表（令和4年1月募集）」の＜ペットと一緒に入居可能な住宅＞に記載している住宅に申込みことができます。

※ペットと一緒にの入居を希望される世帯は、ペットが飼育できない市営住宅には申込みできません。

### 3. 対象となるペット

動物の種別等は規定しませんが、室内で飼育可能な大きさ、数とし、近隣への騒音や悪臭などにより迷惑をかけることが条件となります。

また、法令（動物の愛護及び管理に関する法律など）で個人での飼育が禁止されている動物や、法令上の管理（狂犬病予防など）がされていない動物は、飼育できません。

※犬の場合は「鑑札」の年度及びナンバーと「狂犬病予防注射済票」の年度及びナンバーを確認します。当選してもこの確認ができない場合は、失格となる場合があります。

※許可が必要な動物の場合は許可証を確認します。当選しても確認ができない場合は、失格となる場合があります。

### 4. 申込みにあたっての注意事項

- (1) ペットと一緒に入居可能な住宅は、前の入居者がペットを飼育していた住宅です。室内の修繕等を行っておりますが、においや傷等が残っている場合もありますので、あらかじめご了承の上お申込みください。
- (2) ペットと一緒に入居可能な住宅は、犬・猫をはじめ様々な種類のペットの飼育が想定されます。ペットの特性によっては他の入居者・他のペットとの共存が難しい場合もあるかもしれませんので、ご自身のペットのみならず、近隣で飼育しているペットへも十分配慮してください。
- (3) 動物に関する関係法令を遵守するとともに、**居住する住宅の飼い主で結成する「飼い主の会」に必ず加入し、「飼い主の会」で定めるルールを遵守してください。**
- (4) 飼い主の主な遵守事項は次のとおりです。
  - ① 動物は、自己の居室で飼育すること
  - ② 自己の居室以外で、動物にえさや水を与えたり、排せつをさせないこと。万一、自己の居室以外で排せつをした場合は、ふん便を必ず持ち帰るとともに、衛生的な後始末を行うこと
  - ③ 動物の異常な鳴き声やふん尿等から発する悪臭によって、近隣に迷惑をかけること
  - ④ 動物は常に清潔に保つとともに、疾病の予防、衛生害虫の発生防止等の健康管理を行うこと
  - ⑤ 犬・猫には、必要な「しつけ」を行うこと
  - ⑥ 犬・猫等には不妊去勢手術等の繁殖制限措置を行うよう努めること
  - ⑦ 動物による汚損、破壊、傷害等が発生した場合は、その責任を負うとともに、誠意を持って解決を図ること
  - ⑧ 地震、火災等の非常災害時には、動物を保護するとともに、動物が他の居住者等に危害を及ぼさないよう留意すること
  - ⑨ 動物が死亡した場合には、適切な取扱いを行うこと
  - ⑩ 自己の居室以外で、動物の毛や羽の手入れ、ケージの清掃等を行わないこと。自己の居室でこれらのことを行う場合は、窓を閉めるなどして毛や羽等の飛散を防止すること
  - ⑪ 犬・猫等を自己の居室から外へ連れ出した時には、常に引き綱で繋ぐ等、人の完全な管理の下に置き、

砂場や芝生等の立入りを禁止された場所に入れないこと

- ⑫廊下、エレベーター等建物の共有部分では、動物は抱きかかえ、またはケージ等に入れ、移動すること  
その場合は、周辺の者や同乗者に迷惑のかからないよう十分に配慮すること
- ⑬外出等により長期間居室を不在にする場合は、居室に動物を放置しないこと

(5)資格審査時には「動物飼育届出書兼誓約書」を提出していただきます。

## 7. 一般階層世帯と裁量階層世帯の区分

### 一般階層世帯（所得月額158,000円以下）とは…

※計算方法は13ページ以降をご参照ください。

- 下記の裁量階層世帯に該当しない世帯は、すべて一般階層世帯となります。

### 裁量階層世帯（所得月額214,000円以下）とは…

※計算方法は13ページ以降をご参照ください。

- 次の①～⑩のいずれかに該当する世帯のことです。所得制限が緩和されます。

申込者または同居者が

- ①身体障害者手帳の交付を受けている1級から4級までの方
- ②精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の方
- ③療育手帳の交付を受けているA判定・B判定の方
- ④治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって政令で定めるものにより、障害福祉サービス受給者証又は特定疾患医療受給者証の交付を受けている方、または交付を受ける程度の方
- ⑤戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで、または同法別表第1号表の3の第1款症の方
- ⑥原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方
- ⑦海外からの引揚者(厚生労働大臣が証明した方)で、日本に引き揚げた日から起算して5年未満の方
- ⑧ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等の方
- ⑨小学校就学の始期に達するまでの方

申込者が

- ⑩60歳以上で、同居者全員が60歳以上、または18歳未満の世帯

## 8. 申込資格の確認(4・5ページの再確認です)

※基準日は申込締切日です。

※福島復興再生特別措置法に基づく居住制限者の方、子ども・被災者支援法に基づく支援対象避難者の方は条件が異なりますので、6・7ページをご確認ください。

※被災市街地復興特別措置法第21条に記載される公共事業の実施に伴い移転が必要となった方についても一部資格が緩和されますので、お問い合わせください。

申込者本人が成人で、 仙台市内に住所または勤務先があります。		いいえ	申 込 み で き ま せ ん	
はい				
現在、住宅に困っており、かつ公営住宅(市町村営・ 県営住宅、復興公営住宅等)に入居していません。 (持家がある方は、入居可能日までに売却等により 登記簿謄本で処分したことを証明できます)	いいえ	公営住宅に入居していますが、賃借 人本人ではありません。		いいえ
はい		はい		
20歳未満の子を扶養しているひとり親世帯です。 または、未就学児の子を含む、2人以上の親族で申込みの子育て世帯です。				いいえ
はい				
家族を不自然に分割(夫婦別々など)または合併した世帯ではありません。				いいえ
はい				
世帯の中に、一緒に入居しない戸籍上の配偶者がいる人がいます。				いいえ
はい				
離婚を前提としていますが、 ・離婚調停中で裁判所から事件係属証明書が出ます。 または、 ・住民票において1年以上の別居が確認でき、復縁の意思はありません。			いいえ	
はい	はい	※配偶者等からの暴力被害者の方・犯罪被害者等の方は、 4・5ページを確認して下さい。	いいえ	
申込み世帯全員、 ・過去に市営住宅を不正に使用したことはありません。 ・市税(市民税・軽自動車税(種別割)・固定資産税・都市計画税)を滞納している人はいません。 ・暴力団員ではありません。			いいえ	
はい				

13ページからの世帯の所得計算へ進んでください。

## 9. 申込みについての注意 〔申込みから入居手続きにあたっての書類取得に関する手数料・郵送料などは全て申込者の負担となります。〕

- 申込書に記入されていない方は入居できません。申込み後の家族の増減変更は、原則として認めません。
- 受付後の申込み内容の変更はできません。
- 申込書の提出（一次審査）の際には、証明書類の提出は必要ありません。
- 申込書および申込み時に添付された書類は、一切お返しいたしません。
- 申込み後に住所が変わった時は、郵便局への住所変更の手続きをとるとともに、（公財）仙台市建設公社募集課へお知らせください。

### 次のような申込みは無効となります

- (1) 重複して申し込んだ場合（申込みは1世帯1通です）
- (2) 申込受付期間外に申し込んだ場合
- (3) 申込書に不正の記載や不明な点があった場合
- (4) 指定の申込書以外で申し込んだ場合

### 次のような場合は一次審査で失格となります

- (1) 申込資格要件に欠けている場合
- (2) 目的別住宅に申込み方で、目的別住宅の入居要件を満たしていない場合
- (3) 申込者本人が公営住宅に入居中の場合（子供の結婚等による世帯分離は除きます）  
※UR賃貸住宅（旧公団）・県公社住宅・雇用促進住宅・応急仮設住宅に入居している方は申込みことができます。  
※配偶者等からの暴力被害者または、犯罪被害者等の方は申込みことができます。

### 次のような場合は二次審査で失格となります

- (1) 家族を不自然に分割または合併している場合  
夫婦を分割した世帯で申込み場合には、申込締切日現在において①～③のいずれかの要件を満たしていなければ失格となります。ただし、配偶者等からの暴力被害者を除きます。  
① 戸籍上で離婚を確認できること  
② 離婚調停中であることを裁判所が発行する事件係属証明書で証明できること（当事者間の離婚協議は含まない）  
③ 住民票によって1年以上の別居が確認できること及び復縁の意志がないことを確認できること
- (2) 申込資格のあることを証明できない場合（一次審査の内容を含む）  
（例）・住民票の「住民となった日」が申込締切日より後の場合は失格となります  
・申込者本人が寡婦または寡夫でない場合は失格となります
- (3) 事実と異なることを書いて申し込んだ場合
- (4) 所得証明書、住民票など審査に必要な書類を提出しない場合
- (5) 世帯の中に、市民税（市民税・軽自動車税（種別割）・固定資産税・都市計画税）を滞納している人がいる場合

### 次のような場合は審査に合格された方でも入居の許可を取消します

- (1) 入居までの間に、申込資格および目的別入居要件のうち1つでも欠けた場合
- (2) 指定した期間内に敷金を納められなかったり、入居のために必要な手続きをしない場合（必要な手続きについては26ページをご覧ください）
- (3) 指定した期間内に申込書に記載された申込世帯全員の入居が住民票によって確認できない場合
- (4) 婚姻の予約者と申込み（子育て世帯でお申込みの方に限る）  
① 申込締切日から6ヵ月以内または入居可能日から3ヵ月以内に婚姻届を提出したことが戸籍の全部事項証明で確認できない場合  
② 申込書に記載した婚姻の予約者とは別の人と婚姻状態にあることが戸籍の全部事項証明で確認された場合
- (5) 入居可能日までに、持家を売却等により処分したことが登記簿謄本等で確認できない場合
- (6) その他、不正な行為によって入居しようとした場合

## 10. 世帯の所得月額の計算対象となる収入

### 申込み際の収入とは

市営住宅の申込みには、世帯の所得月額が定められた基準内にある必要があります。(ただし、障害者世帯等の「裁量階層世帯」については、入居できる基準が緩和されます。→10ページの説明をお読みください。) 入居申込みをする場合に対象となる収入は、申込者本人の収入だけではなく一緒に入居しようとする方全員の収入です。

世帯の現在の収入を確認し14ページからの「所得計算の方法」により計算してください。

給与収入	給料・俸給・賃金・賞与等(残業手当・家族手当・皆勤手当等も含む。ただし、通勤手当等の非課税分を除く)の支給された金額。
事業収入等	事業収入・配当収入・不動産収入・個人年金の給付金など。
年金収入	厚生年金・共済年金・国民年金・企業年金等の課税対象となる年金または恩給の支給された金額。ただし、障害年金・遺族年金・母子年金等を除く。

### ※以下の(ア)(イ)(ウ)は所得計算の対象とはなりません。

- (ア) 障害年金・遺族年金・傷病恩給・通勤手当の非課税額・学資金・法定扶養料(仕送り等)・障害保険金・損害賠償金・雇用保険給付金・労働者災害補償保険の保険給付金・生活保護の各扶助費・児童扶養手当・児童手当などの課税対象とならない収入。
- (イ) 募集月の前月までの状況で所得計算をしていただきます。ただし、募集申込締切日までに退職される場合は、収入は「0円」とみなします。募集申込締切日以降に退職の場合は、それまでの収入は所得計算の対象となりますのでご注意ください。
- (ウ) 募集月から採用となる場合、収入は「0円」とみなします。採用予定の勤務先名(会社名)・電話番号・採用年月を記入してください。

## 11. 世帯の所得月額の計算手順

世帯全員のそれぞれの所得を算出する(14～17ページ)



世帯全員の所得を合計する(19ページ)



世帯全員の控除額を算出する(19ページ)



世帯全員の控除額を合計する(19ページ)



計算式にあてはめてください。(19ページ)

# 12. 所得計算の方法

今回、募集の申込書を記入される場合に、令和3年1月1日以前から勤務または事業を始めているか年金を受給されている方で、令和3年分の収入が分からない方は、令和2年分の収入を参考にして記入してください。なお、当選した方には、二次資格審査の際、改めて**令和3年分の収入証明書を提出していただき、それに基づいて計算いたします。**

その場合に、計算の結果、収入超過となり申込資格の3(4ページ参照)の条件に該当しなくなり、失格となることもございますので、ご了承ください。

給与収入の方 ●現在の勤務先(パート・アルバイトを含みます)にいつから勤めていますか?

現在の勤務先に令和3年1月1日以前に就職し、現在まで勤務しているとき

現在の勤務先に令和3年1月2日以後に就職し、現在まで勤務しているとき

●勤務先発行の令和3年分源泉徴収票

① 令和3年分 給与所得の源泉徴収票

円 (1年間の所得)  
→19ページの個人所得へ

給与収入の方

●勤務先発行の給与等支払証明書

**給与等支払証明書** (給与・その他)

住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_

1.採用年月日	平成・令和 年 月 日				
2.扶養親族	控除対象配偶者 有・無 (いずれかを○印でかこむ) その他扶養親族数 _____ 名				
3.支払対象月 賃金締切等	年 月 ~ 年 月分 日 締 当・翌月 (いずれかを○印でかこむ) 日 払				
4.支払金額 ※通勤手当等の非課税額は記入しないでください。 ※金額のなかで1ヶ月分に満たない月は除いて計算してください。					
支払年月	基本給	手当	手当	手当	計
	円	円	円	円	円
*** 合 計 ***					
5.賞与					
年 月	金 額				
	円				
	円				

賞与合計  
\*\*\* \*\* 円

上記のとおりであることを証明します。  
令和 年 月 日  
所在地 名称 \_\_\_\_\_  
代表者氏名 \_\_\_\_\_ (代表印)

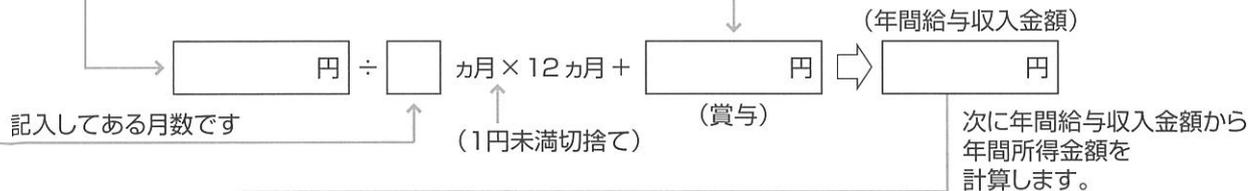
(あて先) 仙台市長

この用紙は当選後申込者に  
郵送します

計算での注意

- ・金額のなかで1ヶ月分に満たない月は除いて計算してください
- ・通勤手当等の非課税分は計算にいれませんが、給与と所得と年金所得等の雑所得が両方ある方は、給与と所得に下記の所得金額調整控除が適用されます。給与と所得額 (最大10万円) + 公的年金等の雑所得額 (最大10万円) - 10万円

令和3年12月が最後の月になります



給与収入から所得金額を計算する方法

年間給与収入金額	給与所得金額の算出式	
551,000円未満	=0円	
551,000円以上～ 1,619,000円未満	=支払金額-550,000円	
1,619,000円以上～ 1,620,000円未満	=1,069,000円	
1,620,000円以上～ 1,622,000円未満	=1,070,000円	
1,622,000円以上～ 1,624,000円未満	=1,072,000円	
1,624,000円以上～ 1,628,000円未満	=1,074,000円	
1,628,000円以上～ 1,800,000円未満	年間給与収入金額を4で割り、その答えの1,000円未満を切り捨てた金額を右のAに当てはめてください。 = A × 2.4 + 100,000円	
1,800,000円以上～ 3,600,000円未満		= A × 2.8 - 80,000円
3,600,000円以上～ 6,600,000円未満		= A × 3.2 - 440,000円
6,600,000円以上～ 8,500,000円未満	=年間給与収入金額×0.9-1,100,000円	

円

↳ 19ページの個人別所得へ



年金収入の方

①障害の名称のつく次の年金 障害基礎年金・障害厚生年金・障害年金・障害共済年金	非課税のため算定の対象にはなりません
②遺族の名称がつく次の年金 遺族基礎年金・遺族厚生年金・遺族年金・遺族共済年金	
③母子の名称がつく次の年金 母子年金・準母子年金	
④そのほか次のような年金 遺児年金・寡婦年金・老齢福祉年金	

国民年金、厚生年金、共済年金、恩給を支給されている方

●いつから支給されていますか？

令和3年1月1日以前から支給されている方

令和3年1月2日以後から支給されている方

●公的年金等の源泉徴収票

2ヵ月に1度の支給金額×6

令和3年分 公的年金等の源泉徴収票

住所又は 支所を 兼する 氏名	住所又は 支所を 兼する	
種別	支払金額	源泉徴収税額
年金	水***.***	水***.***
扶養親族の数 特定 老人 その他 特別 その他	障害者の数 (本人以外)	社会保険料の金額 (介護保険料額)
支払を受ける者の年金の種類	支払を受ける者の生年月日	

受給者の年齢	この年中の公的年金等の収入金額 (A)	年金所得金額に直す計算式
年齢65歳以上の方	1,100,000円以下	0円
	1,100,001円以上～3,300,000円未満	(A) - 1,100,000円 = 年金所得金額
	3,300,000円以上～4,100,000円未満	(A) × 0.75 - 275,000円 = 年金所得金額
	4,100,000円以上～7,700,000円未満	(A) × 0.85 - 685,000円 = 年金所得金額
年齢65歳未満の方	600,000円以下	0円
	600,001円以上～1,300,000円未満	(A) - 600,000円 = 年金所得金額
	1,300,000円以上～4,100,000円未満	(A) × 0.75 - 275,000円 = 年金所得金額
	4,100,000円以上～7,700,000円未満	(A) × 0.85 - 685,000円 = 年金所得金額

※源泉徴収票を使用される方は右の計算式で計算してください。  
 ※2種類以上の年金を支給されている方は、それぞれの支払金額を合計して、右の計算式で計算してください。

(1年間の所得)  
 [ ] 円

19ページの個人別所得へ

# 13. 所得から控除する金額

【今まで計算してきた所得から差し引く金額です。】

【同居親族控除を除き、所得税法上認定された人が対象となります。】

控除の種類		どんな人があてはまるか？	控除する金額
一般控除	同居親族	申込者本人以外の人で、市営住宅と一緒に入居する人 (子育て世帯に限り、婚姻の予約者、婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む) (出産予定の子は含みません)	1人あたり 38万円 × 人 = 万円
	同居しないけれども扶養している親族	市営住宅には一緒に入居しないが、所得税法上扶養親族になっている人 (仕送りや生活費を渡しているだけでは、扶養親族にはなりません)	1人あたり 38万円 × 人 = 万円
特別控除	老人扶養親族 同一生計配偶者で70歳以上の者	所得税法上老人扶養親族または同一生計配偶者で70歳以上の人	1人あたり 10万円 × 人 = 万円
	特定扶養親族	配偶者を除く16歳以上23歳未満の人で、所得税法上扶養親族になっている人	1人あたり 25万円 × 人 = 万円
	障害者	①3級～6級の身体障害者手帳を持っている人で市営住宅に入居する人または非同居扶養親族になっている人 ②療育手帳Bを持っている人で市営住宅に入居する人または非同居扶養親族になっている人 ③精神障害者保健福祉手帳2・3級を持っている人で市営住宅に入居する人または非同居扶養親族になっている人 ④戦傷病者手帳の交付を受けている人	1人あたり 27万円 × 人 = 万円
	特別障害者	①1・2級の身体障害者手帳を持っている人で市営住宅に入居する人または非同居扶養親族になっている人 ②療育手帳Aを持っている人で市営住宅に入居する人または非同居扶養親族になっている人 ③精神障害者保健福祉手帳1級を持っている人で市営住宅に入居する人または非同居扶養親族になっている人 ④戦傷病者手帳の交付を受けている人で特別項症～第3項症の人 ⑤原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定書の交付を受けている人	1人あたり 40万円 × 人 = 万円
	ひとり親	申込者本人又は同居親族で次の①～④すべてに該当する人 ①現に婚姻をしていない人、または配偶者の生死が不明である人 ②事実上婚姻関係と同様の事情(事実婚等)にあると認められる一定の者がいない人 ③生計を一にする子(他の人の控除対象配偶者や扶養親族とされている子・年間所得見積額が48万円を超えている子は除く)がある人 ④年間の合計所得金額が500万円以下である人	35万円 × 人 = 万円 ※下記の(注意)②参照
	寡婦	申込者本人又は同居親族で次の①又は②に該当する人のうち、上記「ひとり親」に該当しない人。ただし、事実上婚姻関係と同様の事情(事実婚等)にあると認められる一定の者がいる場合を除く ①夫と離婚してから婚姻していない人で、扶養親族を有し、年間の合計所得額が500万円以下の人 ②夫と死別してから婚姻をしていない人、または夫の生死が不明である人で、年間の合計所得額が500万円以下の人。(この場合は、扶養親族などがなくても「寡婦」とされる)	27万円 × 人 = 万円 ※下記の(注意)③参照
その他控除	給与所得者 公的年金等所得者	申込者本人又は同居家族で過去一年間において給与所得又は公的年金等に係る雑所得(「所得等」という。)を有する人	10万円 × 人 = 万円 (その者の所得等の金額が10万円未満である場合はその金額)
<b>合計控除金額</b>			<b>万円</b>

(注意) ①ひとり親・寡婦の控除は、入居時に再婚等により控除条件からはずれる場合は適用しません。

入居者の出生・死亡などは、申込締切日現在の状況によります。

②ひとり親控除は、所得金額からその他控除の金額を控除した残額が35万円未満の方についてはその所得金額を控除します。

③寡婦控除は、所得金額からその他控除の金額を控除した残額が27万円未満の方についてはその所得金額を控除します。

④今後、国の制度の見直しに伴い、所得月額の区分・控除の内容等が変更になることがあります。

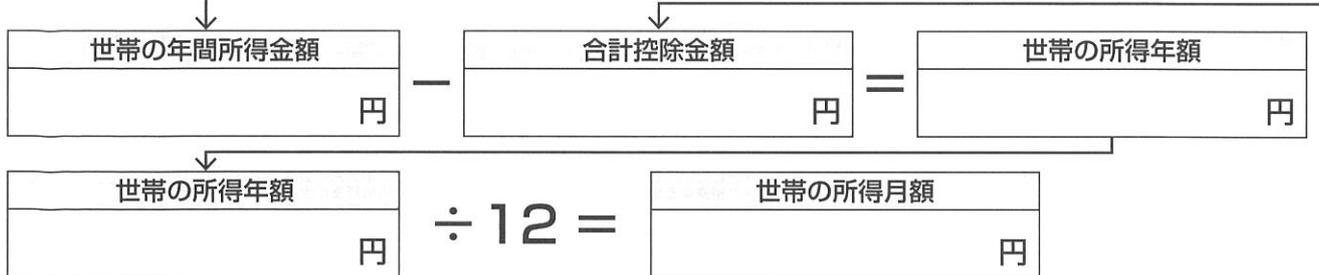
## 14. 世帯の所得月額の算出

〈個人別所得〉※収入ではなく所得を記入します。

申込者本人の所得	円
さんの所得	円
さんの所得	円
さんの所得	円

### 所得の調べ方

- ・給与収入の方:現在の勤務先に令和3年1月1日以前から就職→14ページ参照  
(パート・アルバイト含む) 現在の勤務先に令和3年1月2日以後に就職→15ページ参照
- ・事業収入の方:16ページ参照
- ・年金収入の方:17ページ参照



※小数点がある場合は、切り捨ててください。

## 15. 家賃

家賃は、世帯の所得月額にしたがって、下記のようになります。

計算で求めた世帯の所得月額	家賃（募集住宅一覧表の予定家賃欄にあてはめてください）
0円～104,000円	予定家賃①になります。
104,001円～123,000円	予定家賃②になります。
123,001円～139,000円	予定家賃③になります。
139,001円～158,000円	予定家賃④になります。
158,001円以上	申込みができません。（裁量階層世帯は除く）

※世帯の所得月額が158,000円を超える場合は、申込みができません。

ただし、裁量階層に該当する世帯は、世帯の所得月額が214,000円まで申込みできます。

【裁量階層世帯の所得月額】（※所得月額158,000円までは上記と同じ）

計算で求めた世帯の所得月額	家賃（募集住宅一覧表の予定家賃欄にあてはめてください）
158,001円～186,000円	予定家賃⑤になります。
186,001円～214,000円	予定家賃⑥になります。
214,001円以上	申込みができません。

※裁量階層に該当する世帯は10ページをご覧ください。



郵便はがき

980-0903

住所 仙台市青葉区青葉町丁目番地  
青葉アパート 102号室

氏名 仙台 花子 様

〒980-0803 仙台市青葉区国分町三丁目10-10  
(公財)仙台市建設公社 住宅部 募集課  
電話 022-214-3604 FAX 022-214-8592

980-0903

住所 仙台市青葉区青葉町丁目番地  
青葉アパート 102号室

氏名 仙台 花子 様

〒980-0803 仙台市青葉区国分町三丁目10-10  
(公財)仙台市建設公社 住宅部 募集課  
電話 022-214-3604 FAX 022-214-8592

※申請料金は別途お支払いください

※申請料金は別途お支払いください

- ・氏名はかき書ではっきりと記入してください。
- ・住所は今住んでいるアパート名・部屋番号まで記入してください。
- 募集住宅一覧表の住宅名・構造・タイプを記入してください。
- 入居する家族数(申込者本人を含む)を記入してください。
- 63円切手を必ず貼ってください。

ハガキに63円切手を必ず貼ってください。

※申込書の提出(一次審査)の際には証明書類の提出は必要ありません。

入居申込み理由

1 市営住宅の申込みの理由(住宅困窮理由)は何ですか。(複数回答可) あてはまる番号を○で囲み、空欄に記入してください。

1. 他の世帯との同居により著しく生活上の不便をきたしている。
2. 同居を必然とする親族(夫婦及び未成年の子)と別居している。
3. 遊蕩離業をしている。
4. 収入と比べて、著しく高額な家賃を支払っている。
5. 正当な事由により、家主等から住宅の明渡しを求められているが立ち退き先がない。
6. 住宅が狭くなったため。
7. その他 [ ]

2 現在住んでいる住宅の種類はどれですか。 あてはまる番号を○で囲み、空欄に記入してください。

1. 持家 [所有者氏名] [申込者との続柄] [ ]
2. 賃貸 [賃借人氏名 仙台 花子] [申込者との続柄 本人] [ ]
3. 市町村営・県営住宅・復興公営住宅 [賃借人氏名] [申込者との続柄] [ ]
4. その他( )

3 現在住んでいる住宅の状況をお答えください。

居室数 2 部屋 (DKを除きます) 広さ 10.5 畳 (洋室も畳に換算してください)

家賃 50,000 円 (共益費・駐車場代を除きます)

4 申込者又は同居をしようとする方は、以前市営住宅に住んでいたことがありますか。 あてはまる番号を○で囲んでください。

1. 有 2. 無

住んでいたことがある方は住宅名と入居期間を記入してください。

住宅名: 住宅 棟 号 入居期間: 年 から 年 まで

5 外国籍の方は次の質問にお答えください。 あてはまる番号を○で囲み、空欄に記入してください。

国籍: 留学生(留学生を除きます)ですか 1. はい 2. いいえ

6 入居予定者の中に、下記の項目に該当する方がいらっしゃいますか。 いらっしゃる場合は番号を○で囲んでください。(あてはまる○には、チェック(○)をつけてください)

1. 戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで、または同法別表第1号表の3の第1款症の方。
2. 原子爆弾被害者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により、厚生労働大臣の認定を受けている方。
3. 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支給対象(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律附則第4条第1項に規定する支給対象)を受けている方。
4. ハンセン病療養所入所者に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者の方。
5. 海外からの引揚者(厚生労働大臣が証明した方)で、日本に引き揚げた日から起算して5年未満の方。
6. 申込者本人が配偶者等からの暴力を理由として配偶者暴力相談支援センターに保護されたまたははされている被害者及び婦人保護施設の入所・退所者並びに裁判所から保護命令を受けている配偶者等から暴力を受けた被害者で当該命令の日から起算して5年未満の方。
7. 犯罪被害者等基本法第2条2項に規定する犯罪被害者等で、同条第1項に規定する犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった方
8. 入居しない戸籍上の配偶者がいる方。(離婚調停中で事件保費証明書が出る・住民票上1年以上別居中で復縁の意思はない)
9. 現在持家(一戸建・分譲マンション)がある。(共同名義含む)
10. 治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって政令で定める疾病の方。(疾病名: 疾病対象の方のお名前: )

- あてはまるものの番号を○で囲んでください。
- あてはまるものの番号を○で囲んでください。
- 居室数・広さ・家賃について記入してください。
- 該当する場合には、チェックボックスにチェックをしてください。
- 対象の方は、疾病名を記入してください

暴力団員に関する注意点

申込者及び同居しようとする方(以下「申込者等」といいます)に、暴力団員(暴力団員に不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員をいいます)が含まれている場合は、入居資格がありません。(申込者等は誰も入居できません)暴力団員が入居していることが判明した場合は、理由のいかなるを問わず明渡し請求を受け、全員が速やかに退去しなければなりません。仙台市長は、入居資格のない暴力団員が市営住宅に入居することを防止し、また、暴力団員を含む世帯に明渡し請求するため、宮城県警察本部長から意見を聴取することができます。

消印日

